

令和3年3月1日より緊急事態措置を実施すべき区域が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に変更され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

3月1日以降の催物開催及び緊急事態宣言解除後の取扱いについては、参考資料「3月1日以降の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」をご参照いただき、適正な運用にご協力をお願いいたします。

また、緊急事態宣言解除後の地域において当面の間実施すべき事項として、新型コロナウイルス感染症分科会からの提言を踏まえて、会食、生活及び飲食業の在り方などをまとめた「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」もご参照いただき、引き続き感染拡大防止にご協力いただけますと幸いです。

よろしくお願いいたします。

参考資料

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月26日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210226.pdf

3月1日以降の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027

令和3年2月4日付け事務連絡：緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

令和2年9月11日付け事務連絡：11月末までの催物の開催制限等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

令和2年11月12日付け事務連絡：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

新型インフルエンザ等対策特別措置法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000031>

緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/ribaundoboushisaku_teigen.pdf